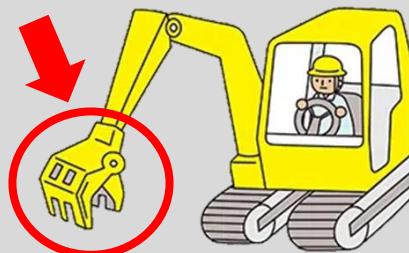


## 車両系建設機械（解体用機械）の アタッチメントの検査を実施してください

解体用つかみ機・鉄骨切断機・コンクリート  
圧碎機等の車両系建設機械（解体用機械）のア  
タッチメントについて、特定自主検査等の検査を  
実施せずに使用していませんか！？ベースマシン  
だけの検査では不十分です！



（参照）職場のあんぜんサイトより抜粋

重機の故障によって死亡災害等の重篤な労働災害が発生するおそれがあります。重機の運転者だけでなく、周囲の作業員や市民の安全を守るためにも、アタッチメントの検査を忘れずに実施しましょう！

### アタッチメントの検査・点検について

安衛則：労働安全衛生規則

労働安全衛生規則において、アタッチメントについても

- ①年1回の資格者による特定自主検査（安衛則第167条、169条の2）
- ②月1回の定期自主検査（以下、月次検査という。安衛則第168条）

が義務付けられています。

検査後は記録を作成し、3年間保存してください（安衛則第169条）。

※ベースマシンは、上記①特定自主検査、②月次検査だけでなく、作業開始前にブレーキ及びクラッチの機能についての点検（安衛則第170条）が必要です。

※自主検査又は点検時に、異常を認めた場合は、直ちに補修を行ってください（安衛則第171条）。



特定自主検査実施後は、アタッチメントにも検査日を  
明らかにできる検査標章を貼り付けることが望ましいです。

（参照）建設荷役車両安全技術協会HPより抜粋



長野労働局 小諸労働基準監督署